

財政健全化判断比率を公表します 加東市の財政は「健全段階」です

財政健全化判断比率

指 標	加 東 市	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	13.15%	20.0%
連結実質赤字比率	-	18.15%	40.0%
実質公債費比率	16.7% (19.2%)	25.0%	35.0%
将来負担比率	21.0% (64.6%)	350.0%	

()内は昨年度決算の数値

公営企業の資金不足比率

指 標	加 東 市	経営健全化基準
資金不足比率	-	20.0%

地方公共団体は、毎年度、上の4つの財政健全化判断比率を公表することが義務付けられています。

各自治体は、この基準により「健全」「早期健全化」「財政再生」の3つの段階に区分されます。

平成22年度の決算において、加東市の一般会計などは、赤字ではありませんので、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」の項目には該当せず、すべての指標において「健全段階」にあります。

また、実質公債費比率が18%を下回ったため、「起債許可団体」から「起債協議団体」へと改善されました。

市では、今後もさらなる財政健全化に向けて、積極的に取り組んでいきます。

問い合わせ

総務部財政課（社庁舎）

☎43・0410

10月は「滞納処分強化月間」です 市民のみなさまの

税負担の公平性を確保するために

市では、10月を滞納処分強化月間と位置づけ、滞納となっている市税の回収を行うため、差し押さえ等の厳しい滞納処分を実施します。市税を滞納されている方は、直ちに納付してください。

また、滞納処分の強化に伴い、平成23年度の市税の滞納であつても、督促・催告後、財産調査のうち、差し押さえを執行します。

なお、諸事情により納付が困難な場合は、分割納付等の方法もありますので、必ず税務課に連絡をしてください。

差し押さえ

市税を滞納している方の預貯金、不動産、給与等を差し押さえて、滞納している市税に充当します。

場合によっては、家や事務所の捜索を行い、自動車や電化製品といった動産を差し押さえます。

延滞金

市税を滞納すると延滞金が加算されます。延滞金は、納期限までに納付された方との公平性を保つため、法律で定められた率で計算し、市税と同様に徴収します。



差し押さえの実例(自動車のタイヤロック)

平成22年度差し押さえ件数

区 分	件 数
不 動 産	21件
預貯金等の債権	171件
動 産	10件
合 計	202件

納税相談・過払い金の相談

総務部税務課（社庁舎）

☎43・0398